

公 告

次のとおり一般競争入札に付することとしたので、広島県水道広域連合企業団契約規程（令和6年広島県水道広域連合企業団規程第9号）第16条の規定により公告します。なお、本件は、三原市契約規則に基づき執行します。

令和8年2月13日

広島県水道広域連合企業団
三原事務所長 宮地 昭佳

1 調達内容

(1) 事業名称

広島県水道広域連合企業団三原事務所庁舎への災害対応型自動販売機設置事業

(2) 事業概要

広島県水道広域連合企業団資産の有効活用により、新たな収入を確保するとともに、お客さまサービスの向上と地域経済の活性化及び広島県水道広域連合企業団三原事務所職員等の福利厚生の実を図ることを目的として、広島県水道広域連合企業団三原事務所庁舎内に災害対応型自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置させる。

(3) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

※更新は行わない。

(4) 自動販売機設置のために貸し付ける場所及び面積

物件番号	施 設		添付図面	貸付面積
①	広島県水道広域連合企業団 三原事務所庁舎	1階	図面番号①	1.20 m ²
②	〃	地下1階	図面番号②	1.20 m ²

※1 開庁日は、月曜日から金曜日（祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く。)

※2 貸付面積には放熱余地、回収ボックス設置部分を含む。

※3 貸付する物件は、飲料用自動販売機（酒類不可）の設置以外の用途で使用することはできない。

※4 自動販売機の主な利用者は、来庁者及び広島県水道広域連合企業団

三原事務所職員である。

※5 入札申込にあたっては、必ず現況等を確認して申し込むこと。

(5) 入札方法

物件番号ごとに、貸付期間中の年額の貸付料（消費税及び地方消費税を除く。）で入札に付する。

※複数の物件に応募することも可能である。

(6) 入札書の記載方法等

消費税及び地方消費税を除いた金額を入札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 公募開始の日から開札日までの間のいずれかの日においても、広島県及び三原市の入札指名除外を受けていない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(5) 法人にあっては広島県内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあっては広島県内で事業を営んでおり、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。

(6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する実績を3年以上有していること。

(7) 広島県水道広域連合企業団三原事務所の水道料金を滞納していないこと。

3 入札手続等

(1) 広島県水道広域連合企業団三原事務所庁舎「災害対応型自動販売機設置事業者」募集要領（以下「募集要領」という。）の公開場所、公開期間及び入手方法

ア 公開場所

広島県水道広域連合企業団ホームページ

イ 公開期間

令和8年2月13日（金）から令和8年2月25日（水）まで

ウ 入手方法

広島県水道広域連合企業団ホームページからダウンロードすること。

(2) 入札参加資格確認申請書等の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、募集要領に明記されている入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り、入札の対象とする。

イ 提出期限

令和8年2月25日（水）午後5時15分まで

ウ 提出先

〒723-0065

三原市西野五丁目14番1号

広島県水道広域連合企業団 三原事務所 業務課 総務係

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99条）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。）による。前記イの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和8年3月4日（水）までに通知する。

(3) 入札日の日時及び入札書の提出方法

ア 入札日

令和8年3月11日（水）から令和8年3月12日（木）まで

イ 提出先

〒723-0065

三原市西野五丁目14番1号

広島県水道広域連合企業団 三原事務所 業務課 総務係

ウ 入札書の提出方法

・持参の場合は、令和8年3月11日（水）から令和8年3月12日（木）まで。ただし、平日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

・郵便の場合は、令和8年3月12日（木）までに必着。

※提出方法等は、期間入札の手引き（以下「手引き」という。）を確認すること。

(4) 開札の日時及び場所。

ア 開札日

令和8年3月13日（金）※立ち会いは任意。

イ 開札時間

(ア) 物件番号①の入札時間：午前 10 時

(イ) 物件番号②の入札時間：午前 10 時 10 分

ウ 開札場所

三原市西野五丁目 14 番 1 号

広島県水道広域連合企業団 三原事務所（1 階）第 1 会議室

※立ち会いは任意

4 落札者の決定方法

- (1) 三原市契約規則第 12 条の規定により定められた予定価格以上で最高価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに、当該入札者（委任状を持っている者が入札に参加している場合はその者。）にくじに参加してもらい、落札者を決定する。入札者が開札に立ち会っていない場合（受任者がいない場合を含む。）、立会っていてもくじを引かない場合、又は立会者の委任状に不備があった場合は、この入札に関係のない広島県水道広域連合企業団三原事務所職員がくじを引くものとします。

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除する。
- (3) 入札者に求められる義務
入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、その他三原市契約規則第 18 条各号に該当する入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) その他
詳細は募集要領及び広島県水道広域連合企業団三原事務所庁舎「災害対応型自動販売機設置事業者」募集に係る仕様書による。

6 問い合わせ先

〒723-0065 三原市西野五丁目 14 番 1 号

広島県水道広域連合企業団 三原事務所 業務課 総務係

電話：050-3785-3240 FAX：0848-64-2135

電子メール：m-gyomu@union.hiroshima-water.lg.jp